選挙権の行使は まづ名簿から

基本選挙人名簿は 九月十五日現在で

選挙において、あなたの一票を行使するためには、まず選挙権を有していること、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

たとえ選挙権を有していても、選挙人名簿に登録されていなければ投票はできないことになつています。

この選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類あります。いずれも公職選挙法が適用される選挙、つまり衆、参の国会議員、県、市町村議会の議員、および県知事、市町村長などの選挙のすべてについて、共通して用いられることになつております。

また、これらの選挙人名簿は、公職選挙法が適用される選挙だけでなく、他の投票の際にも用いられることがあります。たとえば、地方自治法の規定による直接請求（リコール）の住民投票などについて使用されます。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の投票、検察審査員候補者の抽せんについてもこの名簿が使用されます。

基本選挙人名簿

この名簿は、毎年九月十五日現在で、名簿の登録要件である「選挙資格」を選挙管理委員会が調査し、その資格のある者を登録する名簿です。

この名簿の登録資格の要件は次のとおりです。

基本選挙人名簿にのる人

1、日本国民であつて、戸籍法の適用を受けている者。

2、昭和十七年十二月二十一日以前に出生した者。（名簿確定日の12月20日現在、満20才以上の者）

3、九月十五日の名簿調整期日において、ひきつづき三カ月以上、市内に住所を有する者（その年の6月15日以前から、市内に住所を有する者）であること。

4、次の欠格条項に該当しない者であること。

▽禁治産者。

▽禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者。

▽禁こ以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（選挙関係以外の犯罪により刑に処せられ、執行猶予中の者を除く）

▽選挙犯罪による選挙権の停止を受けた者。

基本選挙人名簿の調整から確定するまでには、次のような手順をふむことになつています。

名簿が……
……できるまで

名簿調整期日	＝	9月15日
名簿調整期限	＝	10月31日
名簿縦覧と異議申立期間	＝	11月5日から11月19日まで申し立てを受けた日から20日以内
異議決定期限	＝	
確立期日	＝	12月20日

このようにして確定した名簿は、翌年の十二月十九日までの一年間有効な名簿として据えおかれ、この間に行なわれる各種選挙に用いられます。

市の選挙管理委員会では、基本人名簿の調製のため今年も、調査員を委嘱し全市にわたつて戸別調査を行い、一人の登録漏れのないよう努力しています。

これが調査については、九月中に皆さんのご家庭を調査員が訪問いたしますので調査にご協力願います。

生活と電気

台風シーズンに備えて

例年にならうわけでもないでしようが、毎年夏の終りから秋にかけて台風がやつて来ます。それも一陣の涼風ぐらいにすんでくれれば結構ですが、きまつて大きなつめあとを山河に残して立さ去つてしまいます。

これこそ〝招かざる客〟といえましよう。この招かざる客が残してゆく被害は毎年相当なもので、テレビや新聞に見る濁流にうずまく被害地の状況には、全くあぜんとするばかりで、被害地の方々には同情のほかありません。ところで電気設備の方も大きな打撃を蒙ります。電気設備は、ある程度の風雨に対して耐え得るように設計されてはいるものの、台風のような大きなものでは配電線の被害はおろか発電所まで洪水にのまれてしまう有様です。しかし、これらをいずれも天災として片付けてしまうことは出来ません。水害によるものは別として、風雨による被害を分析すると、配電線や引込線の事故は相当な数にのぼります。ところがその原因が問題です。このうち約六〇％に相当するものが、他物接触によるものです。すなわち、樹枝飛来物、その他のものが、配電線に接触したものですこれらの大部分は、備えがあれば防ぐことの出来る災害です。したがつて、台風に備えてお宅のまわりを見回り、樹枝が伸びて電線にふれていたり、あるいはふれそうになつているもの、アンテナや煙突、またはその支線が同様な状態にあるものは、すぐ障害物を除くことです。そのほか、看板やトタン屋根が強風で飛んで事故を起こすことも少なくありません。

ところで、今までは台風前のお話しですが、台風後に起る災害として、感電事故があります。切れた電線や倒れた電柱などにふれて思わぬ感電をする場合がありますから、こわれた配電設備には絶対さわらぬようにし、いち早く電力会社にお知らせください。

市内あちこち

▽これは、ちまたの声とうわさである。

× ×

国鉄後免駅を南国駅に改称する運動は、市議会がやつているが、いまのところ国鉄は「考えなおしてみては」といつてるそうだ。

ところで議会は市民の要望で改称を決めたのでなく、現在市民は「もとのままで」と希望しているこうしてみると議会も「考えなおす」のがよくはなかろうか。

× ×

十一月の市議会の正副議長改選をひかえ最近市内のところどころで「オレを議長にしてくれたら必ず歳費（月給）を上げるようにする」と自せん議長候補が運動しているとうわさしている。

よもやこんなことはあるまいが、前回もいまわしい（真実かどうかはわからない）うわさが流れたことだし、市民としては気にかかるだろう。

こうして見ると、市議会の、議員のあり方はなにごとにつけてもふだんから、すつきりして疑惑を招かないようにする必要がある。

また、現在の議長をさすのではなく、たとえていうなら、議長として力があるものでないと議長にしない立て前にしていれば、いやらしい裏面工作はすがたを消すはずだ。

× ×

〝わるいやつら〟の話しでおそれ入るが―長岡地区は坂折山の東端にある岡地区の忠霊塔。その納骨室の入り口の薄鉄板のトビラが、写真のように一部破られている。どんなやつが、どんな気持ちでこんなことをしたか。

いわゆる〝聖域〟をけがすこんな行為は許されない道徳上はさておき、刑法上の罪にさえ当たる行為だ。関係者もいつの日か補修して、国のため散つた人たちの霊をさらに安らかにしてほしい。

× ×

道路に物件放置すべからず！とは警察当局が口をすつぱくしていうことだそれとともに個人としてもこころすべきことなのに、後免町は、中町電車停留所付近の路上に、たびたび中古の大型乗用車を数日間ずつ放置してあることがある。当局はこれをどうご解釈するか？。

× ×

土倉の白木谷には、ミカンの原種タチバナがあると伝えられ、一見したいと願うものしきり。

ところが山腹の雑木の中とあつて見学したくともできないのが実状。

写真はそのうちの一本で山頂近くにあり、樹齢数十年。所有者の話しによると、直径二センチほどの実をつける。

補充選挙人名簿

補充選挙人名簿は、選挙を行うときに基本人名簿や、補充選挙人名簿（すでに選挙が行なわれ、その際調整された補充選挙人名簿）に登録されておらない者で、選挙権を有しており、さらに名簿調整の期日まで引き続いて三カ月以上市内に住所を有している者があるときに、本人の申請によつてこの名簿の調製期日、申請期間、調整期限、縦覧及び異議申立期間、および確定期日などは、選挙を管理する選挙管理委員会（たとえば、市長や市議会議員の選挙は、市の選挙管理委員会）がきめて告示することになつています。

衛生

背や腰をのばせ

人類は立つこと、すなはち両手が自由になることによつて、動物進化の過程から一段と飛び上ることになつたと云はれています

この立つことをおぼえてから幾万年、相当歩いて練習したにもかゝわらず、立つことによつて生じた病気で残つているものが少くありません。腰痛の原因となる〝椎間板ヘルニア〟などがこれで背骨で軟骨が押しつぶされたために痛むものです。また胃下垂とか、腸下垂、脱腸なども立つことを習慣としなければ起りにくい症状です。このような立ち病？のためには猿のように時々這うようにすればいいと思います。

が、なれてないと腰が曲つたりして大変ですから、やはりのんびりと寝るのが一番でしよう。食事のあとでは必ず横になり、明日の仕事の事やお金の事を考えないでなるだけボヤーとする（お婆さんにしかられるかな）。

仕事の合間にはを背をのばして美容体操、特に腹筋を強くする運動を行う。これを続けますと体はスマートになり、お腹もつややかとなり……とうとう女性教室になりましたが、一般にお行儀よくすることは体のためには悪いことが多いようです。

（香長病院N）

かならず選挙人名簿をたしかめよう

選挙は、基本名簿と補充名簿の二種類の名簿に登録された人たちによつて行なわれます。このように重要な名簿でありますから、名簿の縦覧期間（基本名簿は11月5日から19日まで）には他人まかせにせず自分で登録を確めておくことが必要であります。万一登録にもれたり、間違つている場合は、縦覧期間中に文書で選挙管理委員会に異議の申し立をし、登録や修正を求めることができます。

とくに注意すべきことは、選挙に関するいろいろの届出は、期間を経過してからは受付けできないことになつておりますので必ず期限内にすることです。

（二面よりつづき）

これから考えて、誘蛾灯をつけることを提案したい。

幸い香長村当時十市地区が誘蛾灯をつけて、労力や体力、金力において頗るよい結果を得ているということだから、農業委員会なんかで之を見学してよろしかつたら、今後きゝもしない農薬をふりまく愚をくり返えすのを止めて、誘蛾灯に切りかえて行くようおすすめする。

日本人は薬に弱い。

まあそれが、私なんか朋業医のつけ目かも知れないが余りにも現在の農薬過信が目につきすぎるので、全くの門外漢からの一提案として、素人のバカ話と一ガイにけなさないでとり上げて検討していただきたい。

沢本幸正

今月の税金

九月は昭和三十七年度固定資産税第三期分の納期（9月1日―31日）です。

市では納税者の便宜を計るため市金庫（農協）以外の次の場所で出張徴収を致しますので期限内納税に、ご協力下さい。

地区	月日	時間	場所
大篠	9月27日	前9時―後4時	竹中公民館
稲生	〃	前9時―正午	立石公民館
〃	〃	後1時―後4時	西谷消防屯所
十市	〃	前9時―正午	阿戸公民館
〃	〃	後1時―後4時	大小浜公民館
久礼田	〃	前9時―正午	植田公民館
〃	〃	後1時―後3時	領石支所
伊達野 住吉野	9月28日	前9時―正午	住吉野公民館
大篠	〃	前9時―正午	明見公民館

特許出願済
トラクターのつめさいがけ
耕耘刃復元
発表以来永らくお待たせいたしました。僅かの復元料で、独特の工法により完全に復元いたします。
南国市大埇
有限会社 溝淵鉄工所
電話（南国）3108番
有線 大篠 ③～2番

生徒募集
南国市立 大篠女学院
高等部　和洋裁修
大学部　和裁部・洋裁部
手芸・茶道・華道・料理あり
入学日　昼間部 10月1日　夜間部 毎月
所在地　南国市大埇　電話224

公庫との契約事務　設計並に、設計審査申請書　確認申請書作成許可、工事施工　現場密着申請、保存登記等一切責任を以て遂行致します。
住宅公庫・設計・施工・監理・登記
☆建築物全般に亘る計画、デザイン、設計施工監理（木造、鉄筋、鉄骨、ブロック）
☆各種コンクリート及ブロック、煙瓦、タイル工事、ライトゲージ他）
☆土地、家屋、調査、測量、賜画、青写真焼付及、建築申告、保存登記
・営業種目
南国市後免町
登記所前
中村建築士事務所